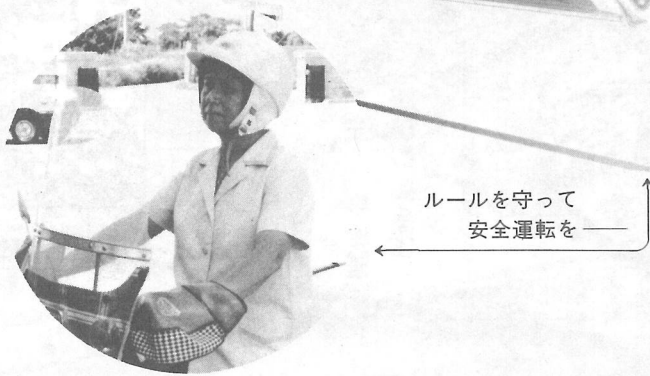


9月から
実施

道路交通法が変わる

シートベルト ヘルメットの着用義務が強化



ルールを守って
安全運転を

道路交通法の一部が改正され、主なものはこの9月1日から施行されます。

今回の改正は、ここ数年増え始めた死亡事故を減少させるとともに、「車社会」の新しい秩序づくりを目指すものです。

改正された主な点をご紹介しますので、違反のない安全運転を心がけましょう。

シートベルト 着用の義務

すべての道路で、運転者自身は無論のこと、助手席の同乗者に対しても運転者はシートベルトを着用させることが義務付けられました。また、同時に後部座席の同乗者にも着用させるよう努めなければなりません。

▼行政処分点数 1点

(高速道路のみ)

◎特例として、次にあげるような人は、着用が免除されます。

①妊娠や疾病のため、シートベルトをするのが適当でない人

②身体が非常に大きい、また小さいため、シートベルトを装着できない人

③バックの運転をするときなどです。

空ぶかし等の 騒音走行禁止

運転者は、正当な理由なく、著しく人に迷惑になる騒音を生じさせる方法で急発進、急加速、空ぶかしをしてはなりません。

▼行政処分点数 1点

1年未満初心者 2人乗りは禁止

自動二輪車の免許取得後、1年未満の初心者には、2人乗りしてはなりません。

▼行政処分点数 1点

▼反則金 四千元

▼罰則 三万円以下の罰金

ヘルメット 着用の義務

原動機付自転車および自動二輪車を運転する人は、すべての

シートベルトいつも乗るたび 乗せるたび

道路でヘルメットをかぶらなければなりません。

|| 昭和61年7月5日施行 ||

▼行政処分点数 1点

※自動二輪車の場合は、今まで、最高速度制限が40km/h以上の道路に限って違反点が付けられていました。

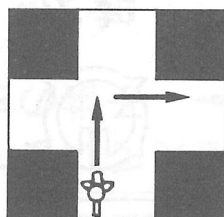
原動機付自転車 右折方法が変わる

標識で右折方法が指定されている交差点や、三車線以上のある道路で信号機のある交差点では、左図のように右折しなければなりません。

|| 昭和61年1月1日施行 ||

まず左端を走り交差点の端を直進し、

そこで車体の向きを変え、進む方向の信号に従って直進することになります。



▼行政処分点数 1点

▼反則金 二千元

▼罰則 一万円以下の罰金または料